

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払契約書

山形市長 佐藤 孝弘（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は同法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下これらを総称して「福祉用具購入費」という。）の受領委任払（以下「受領委任払」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、福祉用具購入費に係る福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）を販売したときは、当該特定福祉用具を購入した居宅要介護被保険者等（介護保険法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が支給を受けるべき福祉用具購入費について、当該居宅要介護被保険者等の委任に基づき、これを受領することができる。

2 乙は、前項の委任を受けたときは、特定福祉用具の販売代金として当該居宅要介護被保険者等に請求すべき金額（次項において「請求すべき金額」という。）から当該特定福祉用具に係る福祉用具購入費に相当する金額を控除するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定による控除後の請求すべき金額を当該居宅要介護被保険者等に対して請求し、これを徴収したときは、当該居宅要介護被保険者等に支給すべき福祉用具購入費を乙に支払うものとする。

（支払の方法）

第2条 前条第3項の規定による支払は、乙の指定する口座への振込みによって行うものとする。

（問題の処理）

第3条 乙は、特定福祉用具の販売に関し居宅要介護被保険者等との間になんらかの問題が生じたときは、これを乙の責任の下に処理しなければならない。

（契約の解除）

第4条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙がこれにより被る損害については、甲は、その責めを負わない。

(契約の期間)

第5条 この契約の期間は、契約の締結の日から令和 年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからもなんらかの意思表示がないときは、当該期間を1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(届出)

第6条 乙は、この契約の締結後において、乙の名称、所在地又は代表者に変更が生じたときは、速やかに甲にその旨を届け出なければならない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市長 佐藤 孝弘

乙